

浜松市立伊目小学校 学校のいじめ防止等のための基本的な方針

＜令和3年2月5日改訂＞

1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為です。いじめに関係した子供それぞれに自覚があろうがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もあるのです。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。学校では、これらのキーワード等を元に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた色々な取組をしてきました。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととします。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本校は、一層質の高い教育活動を展開しています。そして、子供と保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを期待しています。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとします。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの理解・考え方

子供が、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われています。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで都合の良い口実がある等）と、適当な方法（大人に見付きにくく、見付かっても言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われています。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。そうした行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶこともあります。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい傾向にあります。それらの表には現れにくい、心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していきます。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 方針の策定について

本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との

連携等をより実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らした、いじめ防止等のための取組を定めるものです。

本方針の実現のために本校が法や本方針の意義を地域・保護者へ普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質向上などを図ります。さらにこれまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な見直しを実施します。

(2) 組織の設置

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置します。

いじめ対策委員会

【構成員】

- ◎委員長：校長
- 委員：教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ対策コーディネーター）、学級担任、養護教諭
- 準委員 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 特別委員：PTA会長、自治会長、主任児童委員、民生児童委員

【活動】

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ②取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証
- ③教職員や保護者、地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④本基本方針の見直しや改善

【開催】

- 月1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。
- 準委員は、必要に応じて委員会に招集します。
- 重大事案が発生した際、浜松市教育委員会と連絡をとり特別委員を招集します。

(3) いじめの未然防止

根本的ないじめの問題克服のため、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。すべての子供をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築し、いじめを生まない土壌を作るために学校全体が一体となった継続的な取組を講じていきます。このため、学校の教育活動全般において、「いじめは絶対に許さない」という認識を子供たちがもてるように以下のようなことをしていきます。

- ①「楽しく分かる授業」を心掛け、児童に基礎基本の定着を図り、学習意欲の向上や達成感、成就感を育てていきます。
- ②「伊目っ子4つの約束」に基づいて、生活のめあての徹底を図り、規律ある学校生活を送ることができるよう指導します。
- ③ 縦割り班活動（掃除、遊びなど）を重視し、異学年の交流の場を多く設定し、より良い人間関係をもてるようにします。
- ④ 道徳教育を充実させ、道徳の授業で「いじめ」に関する内容を扱い、いじめの起こらない学級づくりを行います。
- ⑤ 「なかよしカード」の交換をとおして、自他を認め合ったり、自己有用感や自己存在感を養ったりしていきます。
- ⑥ 「にこにこ思いやりデー」を設けて、子供同士で思いやりのある行為を認め合い、

よりよい人間関係づくりを行います。

- ⑦ 午前中に15分間の休み時間を取り、教師と児童がゆとりをもって接する機会を増やします。

(4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、子供のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から、的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。そのために以下のようなことをしていきます。

- ① 日頃の声掛けや健康観察などをおして、顔つきや様子を観察し、子供の細かな変化に気付くことができるようにします。
- ② 休み時間や昼休みの雑談の中で、交友関係や悩みなどを把握できるように心掛けます。
- ③ 本読みカードや連絡帳、電話連絡などで保護者とのつながりを大切にし、子供の様子についての情報交換ができるようにします。
- ④ 月1回の定期的な「生活アンケート」（記名式）をおして、いじめや悩みなどをいち早く発見できるようにし、同時に子供と個別面談をします。
- ⑤ 学期ごとに、全員の児童が担任と話をする「児童相談日」を設定し、児童が担任に悩み等を話しやすい機会を作ります。その際、「生活アンケート」を資料として活用します。
- ⑥ 保護者と教師が児童の表れについて見つめ直す個別面談（1・2学期末）やスクールカウンセリングをおして、保護者が気軽に相談できる環境を作ります。

(5) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織体制で対応します。

いじめを受けた子への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立て、対応します。

(6) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。本校ではいじめ防止、いじめ問題について以下の方法で地域、家庭と連携し対策を推進していきます。

- ① 学校行事（生き生き学校、伊目大運動会）に明るい伊目地区をつくる会会員が参加し、企画、運営にも携わることで、地域・家庭・学校の連携を深め、各世代間での交流機会を増やす。そして、伊目小学校の子供を伊目小学校区全体で育てようとする意識を高め、地域の教育力を高める。
- ② 明るい伊目地区をつくる会が主体となり、各地域で登下校の子供たちに挨拶や声を掛け、自然な形で関わりながら子供の様子を見守る。

4 いじめが起こった際の対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、緊急に「いじめ対策委員会」を開き、組織的に対応します。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守り通すとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行います。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視す

ることなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行います。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていきます。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努めます。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に受け止め、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもつようにします。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子供から事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行います。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応に向けた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告します。

触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく細江警察署生活安全課等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求めます。

(3) いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の自尊心・プライバシー等に配慮して行います。また、保護者の協力体制の元、子供の安全確保を最優先に考えて行動します。そして、不安感を取り除いたり、自尊心を高めたりできるような支援を行います。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制をつくり出すよう努めます。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指します。

いじめを受けた子供や保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすいと思われれます。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと等をよく理解してもらった上で、対応にあたります。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子供や保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけます。

(4) いじめた子供や保護者への指導・助言

一定の教育的配慮の元、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行います。いじめたとされる子供には、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子供が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子供の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかけます。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組への協力を求めます。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供の保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請します。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子供や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮しますが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応します。別室指導・出席停止・懲戒

といった措置も視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すようにします。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査等）で、事実関係の聴取を行います。集団への働き掛けにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させます。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかけます。

すべての子供が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行います。

(6) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請します。書き込み主の特定に時間が掛かったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行います。また、犯罪性のある書き込み等については、細江警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止のための指導をします。また、子供にネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の知識を身に付けてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努めます。

(7) いじめ対応の流れ

発見・発覚・訴え

事情や背景を受け止めながらも、「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

事実確認・一次指導

「やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

事実の確定

事実にもとづく反省、今後の約束事項、保護者の理解と協力

事実の共有・二次指導

経過観察・背景改善

- ① いじめを受けた子に対して
定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連携、友人関係の調整、気になる事柄を訴えられるように支援、等
- ② いじめた子に対して
行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画、等
- ③ いじめを見て楽しんでいる子
いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担、等
- ④ いじめを傍観している子
いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するように示唆、教職員以外のモニターとして役割、等

一定の解消

解消

【組織的な対応】
いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する
「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な取組を検討する

【立場に応じた事実確認】
①いじめを受けている子
②いじめている子
③いじめを見て楽しんでいる子
④いじめを傍観している子

※ 立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない

【事情を聞く時のポイント】
①いじめを受けている子
心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ
②いじめている子
相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を
③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子
当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ

【確認すべき内容】～ 具体的事実の確認と心情面の理解を
いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で
どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

【保護者と協働体制で】
いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者にはきちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること

【市教委連絡・他機関連携】
いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える
状況によっては、校長（いじめ対策委員長）が、この時点で市教委に第一報を入れる

複数の職員で対応することを基本とする。

【市教委への報告・連絡・相談】
校長（いじめ対策委員長）は、市教委へいじめの事実を報告する。学校にとって都合のよいことも悪いことも含め報告する。

【二次指導のポイント】
・最大の課題は、再発防止
・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること
・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気が持てること
・周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること

【いじめの表れが消失】
表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送ることができる状況

【いじめられた子の本人らしさが表出】
いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいいます。

- ① いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 子供が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品などの重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめが原因で、子供が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態に対する対応（調査主体や組織）

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぎます。また、報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処に十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、事実を明らかにします。そして、調査をする学校に対して必要な指導、人的配置も含めた適切な支援をします。また、教育委員会は「いじめ対策等専門家チーム」を招集し、第三者的な立場から指導・助言を行います。

(3) 事実関係を明確にする調査の実施

重大な事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、本校教職員がどのように対応したかなどの事実を、可能な限り網羅的に明確にすることが大切です。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

ア いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた子供を守ることを最優先として、いじめを受けた子供から十分に聞き取るとともに在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。この際、教育委員会と連絡を密にし、指導や助言を仰ぎながら、関係機関と連携しながら対応します。

イ いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

子供の入院や死亡等で、聴き取りができない場合は、学校及び教育委員会は、当該子供の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で、着手していきます。調査方法としては、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。

(4) 調査委員会の提供及び報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して、説明をします。保護者に対しての説明は、意向に合うよう適時、適切な方法で行い、子供のプライバシーや関係者の個人情報に注意しながら提供します。